

熊 野 市 農 業 委 員 会

第 1 7 回 総 会

平成 2 8 年 7 月 8 日

第17回熊野市農業委員会総会議事録

日 時 平成28年7月8日(金)

午前 9時30分～

場 所 熊野市文化交流センター

多目的ルーム

(出席委員)

会 長 仲 森 廣 光

委 員

多 川 進 坂 口 輝 之 山 本 肇 井 谷 雄 二

原 田 稔 夫 森 岡 正 樹 松 田 良 広 大 江 愛 久

岡 田 住 夫 室 谷 政 輝 松 本 源 一 榎 本 満

須 崎 誓 晤 栞 原 清 志 杉 谷 俊 毅 増 田 幸 美

大 橋 秀 行 山 口 政 高 辻 本 浩 規 福 岡 淳 史

小 瀬 功 福 山 康 子 栗 須 幹 生

(欠席委員) 浦 坪 昇

(事務局) 事務局長 山口耕作 農政係長 鈴木 健 係 竹原千名

会議次第

1. 議事

第1号議案 農地法第3条許可審議の件

第2号議案 農地法第5条許可審議の件

承認事項 農業経営基盤強化促進法による利用権設定について

そ の 他 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・
評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動
計画について

議長 皆様おはようございます。委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。ただいまの出席委員は、24名であります。欠席の届出は、22番浦坪委員から出されております。

定足数に達しておりますので、ただいまから熊野市農業委員会第17回総会を開会いたします。

最初に議事録署名委員の指名についてであります。熊野市農業委員会総会会議規則第10条第3項に議長が指名するとなっておりますので、10番岡田委員、11番室谷委員の2名を指名いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。事務局に総括表の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 第17回総会総括表。3条所有権の移転は、2件で田6,206㎡、畑634㎡、計6,840㎡でございます。5条所有権の移転は、1件で畑195㎡、計195㎡でございます。承認事項といたしまして、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定は、2件で畑5,573㎡、計5,573㎡でございます。合計は、5件で田6,206㎡、畑6,402㎡、総合計は、12,608㎡でございます。以上です。

議長 第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきまして提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町佐渡字丸笹■■■■番、台帳田、現況田、面積2,153㎡でございます。譲渡人は、大阪府八尾市■■■■さん。理由は、遠隔地に居住しているため耕作困難ということでございます。譲受人は、飛鳥町佐渡■■■■さん。所有面積、耕作面積とも42aです。農作業歴は、37年です。通作距離又は時間は、自宅から0.1kmです。世帯員等従事者は、一人です。理由は、農業経営規模拡大し、水稻栽培をするということでございます。

2番、五郷町寺谷字中ヒソ平■■■■番■■■■、台帳畑、現況休耕、面積357㎡ほか計8筆4,687㎡でございます。譲渡人は、大阪府柏原市■■■■さん。理由は、遠隔地に居住しているため耕作困難ということでございます。譲受人は、奈良県吉野郡下北山村■■■■さん。所有面積、耕作面積とも79aです。農作業歴は、12年です。通作距離又は時間は、自宅から15kmです。世帯員等従事者は、一人です。理由は、農業経営規模拡大し、茶

栽培をするということでございます。

第1号議案の1番、2番については、いずれも申請書の内容等書類審査において農地全ての効率的利用等農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第1号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、飛鳥町お願いいたします。

16番（杉谷委員） 16番、杉谷です。

第1号議案の1番について説明させていただきます。

譲渡人は、大阪府八尾市にお住いの会社員の方で、母親が佐渡に居住しておりますが、高齢であります。また、本人も大阪に居住しているため耕作、管理できないということで、手放したいということです。

譲受人は、申請地の近くにお住まいの自営業の方で、現在、申請地に隣接する農地を所有しており、夫婦で水稲栽培などの農業を行っております。今回は、この申請地を譲り受け、農業経営規模を拡大したいということです。

現地は、国道42号から国道309号へ入って2kmほど行ったところの基盤整備された田です。

農機具等につきましては、田植機、トラクター、コンバイン、軽トラックなどを所有しており、農業経験も十分あり問題ないと思います。

この案件につきましては、地元委員として何ら問題ないと思いますので、よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長 次に、2番について五郷町お願いいたします。

17番（増田委員） 17番、増田です。

第1号議案の2番についてご説明申し上げます。

現地は、XXXXXXXXXX前で、譲渡人のXXXXさんが、遠方に住まいをしており、長年にわたる耕作放棄のため大変荒廃しており、近くの農家の方も大変な影響を受け苦慮していたところでございます。今回、以前から近隣の遊休農地を茶畑として再生している下北山村のXXXXさんに譲渡の話がまとまったとのことです。今月1日に現地において聞き取りをさせていただきました。譲受人のXXXXさんは既に7千本余りの茶の苗木を植えており、以前五郷町内で求めた農地も、申請に沿って活用管理されており、また、農業とりわけお茶に対する耕作意欲が強いことから経営規模拡大のための申請であるとのこと

です。申請農地8筆と過去に申請し取得して植栽している農地と合わせて茶の苗木約1万5千本になるとのことです。また、今まで中生品種であるやぶきたと早生品種であるおくみどりを植栽してきたが、次より作業等の分散化を図るため、今後は早生品種についても考えているということであります。更に将来は、一般の方にお茶摘みの体験をしていただくことも構想に入っているということでございます。譲受人の耕作意欲を考え、この案件につきましては、地元委員としては何ら問題ないと思っておりますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

議 長 第1号議案につきましては、地元委員さんからは、許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議 長 ありませんか。

特にご意見もないようですのでお諮りいたします。第1号議案農地法第3条の規定による所有権の移転許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、第1号議案につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきまして、知事に意見を附するため提案いたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。それでは、事務局に議案の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、井戸町字井土■■■■番■■■、台帳畑、現況畑、面積195㎡でございます。譲渡人は、愛知県名古屋市■■■■さん。譲受人は、井戸町■■■■さん。転用の目的・施設の内容等ですが、住宅用地で住宅平屋建て1棟、建築面積73.70㎡を新築ということでございます。添付書類といたしまして位置図、現況図、案内図、土地利用計画図、建物平面図、建築確約書、隣接農地所有者である■■■■さんの同意書、公図、土地登記事項証明書が添付されております。

第2号議案の1番につきましては、申請書に記載された内容等書類審査及び現地調査の結果から、転用事業の確実性等農地法第5条第2項各号には

該当しないため、許可要件を全て満たしていると考えております。現地の説明については、地元委員よりお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの第2号議案につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番について、井戸町お願いいたします。

7番 (松田委員) 7番、松田です。

第2号議案の1番について説明させていただきます。

転用の目的は、ただいま事務局から説明のあったとおりで、現場は住宅用地で、譲受人の■■■■さんは、■■■■の薬剤師の方で、申請地を譲り受け自宅を新築するものであります。現地は、案内図にありますように井戸町井土地内で、■■■■前の信号を有馬方面へ約100m行った所であります。周囲は、住宅地で、北側は、■■■■さんが野菜栽培をしており、南側は、■■■■さんという方の住宅になっております。

市道及び側溝も整備され、廃水も流すことができ、この案件について地元委員として何ら懸念もありませんので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 第2号議案につきましては、地元委員さんからは許可については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきまして、ご意見があれば発言をお願いいたします。

(なし)

議長 ありませんか。

特にご意見もないようですので、農地部会長さん何かご意見があれば発言をお願いいたします。

農地部会長 (多川委員) 1番、多川です。

地元委員のいうとおりで、何も言うことはございません。

議長 農地部会長さんからは、特に問題がないとのことですのでお諮りいたします。第2号議案農地法第5条の規定による農地転用の許可申請につきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、第2号議案につきましては原案を承認することと決定し、その旨の意見を附し知事に進達することといたします。

次に、承認事項1農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてを議題といたします。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

それでは、事務局に議題の朗読をいたさせます。事務局。

事務局 1番、飛鳥町野口字金石■■■■番、台帳田、現況畑、面積1,332㎡ほか計5筆4,388㎡でございます。利用目的といたしましては、野菜栽培をすることとでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、大阪府羽曳野市■■■■さん。借受人は、飛鳥町野口■■■■さん。取り扱いは、熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は、公告の日から3年間で新規設定ということとでございます。

2番、飛鳥町野口字前掘■■■■番■■■■、台帳田、現況畑、面積1,185㎡でございます。利用目的といたしましては、大豆栽培をすることとでございます。権利の種類は、使用貸借権の設定です。貸渡人は、飛鳥町野口■■■■さん。借受人は、飛鳥町野口■■■■さん。取り扱いは、熊野市農地銀行飛鳥支店。期間は、公告の日から3年間で新規設定ということとでございます。

承認事項1については、農地の全ての効率的利用等、農作業常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。以上です。

議長 ただいまの承認案件につきまして、地元委員さんからの説明をお願いいたします。1番と2番について、飛鳥町お願いいたします。

16番(杉谷委員) 16番、杉谷です。

承認事項1の1番と2番について説明させていただきます。

1番の方の貸渡人は、大阪府羽曳野市にお住まいの方で、両親が亡くなった後相続しましたが、遠隔地に居住のため耕作が困難ということで休耕田となっております。その農地を、借り手が見つかったので貸したいということとございます。

2番の方の貸渡人は、飛鳥町野口の申請地の近くにお住まいの方ですが、高齢のため耕作できず休耕田となっております。その農地を、借り手が見つかったので貸したいということとございます。

1番と2番ともに借受人は、40代のご夫婦と子供が一人おられる世帯の方で、市の地域おこし協力隊としてたかな栽培などに従事しておりましたが、このたび、任期1年を残し、地域おこし協力隊を辞退し、農業で自立を目指したいということで、申請地の所在と同じ野口地区に空き家を借りて居住することになりました。

このたび申請地を両者から借り受け、サトイモ、トウモロコシ、たかな、大豆等の栽培をしたいということでございます。

農機具としては、耕運機、畝立て機、草刈機等を購入しましたし、これまで遊休農地となっていた農地が耕作再開されるということで大変ありがたいと思っております。

この案件については、地元委員としては何ら問題がないと思っておりますので、よろしくご審議下さるようお願いいたします。以上です。

議長 ただいまの承認事項1につきましては、地元委員さんからは、承認については特に問題がない旨の発言がございましたが、ただいまの地元委員さんの説明につきましてご意見があれば発言をお願いします。

(なし)

議長 ごございませんか。

特にご意見もないようですので、お諮りいたします。承認事項1 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定についてにつきましては、原案を承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議なしとのことですので、承認事項1につきましては、原案を承認することと決定いたします。

次に、その他事項で、平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてを議題とします。事務局から説明をいたさせます。事務局

農政係長 農業委員会の適正な事務の実施により、農業委員会の事務の透明性や公平性を確保することと、農業委員会が行っている活動の理解促進を図っていただくために年度ごとに活動計画を策定し、公表することを課されているものでございます。本日、この総会の場で皆さんの承認を得たうえで、熊野市農業委員会の平成27年度の点検・評価と平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画を県経由で農林水産省へ提出していきたいと思っております。先月に配布させていただきました平成28年度の目標及び活動計画案と3月の総会の時に配布させていただいております平成27年度の点検・評価につきましては、農業者や市民の方から意見の募集を行いました、特に意見もございませんでした。

配布させていただいております案について簡単に説明させていただきます。

27年度の点検・評価につきましては、1ページ目に法令事務に関する点検ということで、総会の開催や議事録の作成、公表に関する事項を載せてあります。2ページ目につきましては、農地の権利の移動で、農地転用許可件数や総会での審議過程の状況です。3ページ目には、農業生産法人に関する事項、情報提供や農地基本台帳に関する事項を載せてあります。4ページ目には、その他の法令事務に関する事項、6ページ目には、遊休農地に関する事項で遊休農地の面積や解消実績面積を載せております。8ページ目と9ページ目ですが、認定農業者と担い手への農地の利用集積に関する事項です。これまでの集積面積等を記載しております。10ページ目には、違反転用に関する事項となっております。これにつきましては、違反転用はございません。

次に、28年度の目標及びその達成に向けた活動計画ですが、1ページ目には、農業委員会の状況です。これにつきましては、先月も説明させていただいたんですが、空欄となった個所については、2015年度の農林業センサスの県単位では出ているんですが市町単位ではまだ確定が出ておりません。このままの状態公表するということになります。数値が確定し次第記入して公表いたします。2ページ目は、担い手への農地の利用集約化状況と新たに農業経営を営もうとする者の新規参入の状況、3ページ目は、遊休農地に関する事項で、解消目標は2ヘクタールとしております。それと違反転用が出てきた場合は適正な対応となっております。この活動計画の実施に当たっては、熊野市の農業振興課、各種関係団体とも連携していきたいと思っております。平成27年度の活動計画の点検・評価と28年度の目標及び活動計画につきまして委員の皆様のご承認をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ただいまの事務局からの説明につきまして、何かご意見等ございませんか。
(な し)

議 長 ご意見等なければ、ご承認をいただきたいと存じますが如何でしょうか。
(異議なし)

議 長 ご異議なしとのことですので、事務局から提出された平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきましては、承認することと決定いたします。

議 長 これをもちまして、本日の総会に附議された議案、承認事項等はすべて議了いたしました。ほかに何かございませんか。

(な し)

議 長 なければ、事務局から連絡事項がございます。 事務局。

事務局長 それでは事務局から連絡事項を申し上げます。

ただいまご承認いただきました平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画につきまして、目標達成に向けて委員の皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、熊野大花火大会の協賛についてでございますが、委員の皆様には、例年、熊野大花火大会に協賛いただきありがとうございます。

今年も8月17日に大花火大会が開催されますので、協賛いただけます方は、次回8月の総会の日までに、協賛金を事務局までお届けいただけましたら幸いです。

協賛金につきましては、例年一人5千円のご協力をいただいております。事務局で取りまとめの上、観光協会にお届けいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、前回の総会で決定していただきました、空き家に付随する農地を空き家とともに取得する際の下限面積につきまして、お手元に配布させていただきました資料のように、熊野市のホームページの方へ載せさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。また、広報くまの8月号のお知らせ欄にも掲載いたします。

次に、次回の現地調査は、8月1日、月曜日、午前8時30分に市役所を出発いたします。関係される委員さんにはよろしくお願いいたします。

また、次回の第18回総会は、8月10日、水曜日、午前9時30分から、市役所2階第一会議室での開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議 長 これをもちまして、第17回総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

(閉会 午前9時55分)